

## wiseman second-line <ワイズマン セカンドライン>

## 訪問介護·通所介護·認知症対応型通所介護

## バージョンアップに伴う追加・変更点

≡平成 27 年 3 月版≡

システム運用を開始される前に、必ずご確認ください。

平成27年4月介護保険法改正に伴う対応

機能改善対応

テ「介護予防・日常生活支援総合事業」への対応

2015.3.18 株式会社 ワイズマン

## ◇はじめに

平素は『wiseman second-line』をご利用いただき、誠にありがとうございます。

本書では、平成27年3月に実施したバージョンアップの内容をご説明します。

バージョンアップ後に必要な作業やシステム操作の変更点について、必ずご一読ください。

※介護保険法改正内容の詳細は、厚生労働省・各都道府県・請求先市町村等の関連機関にお問い合わせください。

#### ■システムの操作で困ったときは・・・

本書やマニュアル、よくある Q&A をご活用ください。

カテゴリー覧から関連する Q&A を確認できます。 Q&A は、トップページ画面のマニュアルと Q&A ボタン、 または各操作画面の関連 Q&A ボタンから表示されます。

#### 【トップページ画面から】



## ◇目次

I 平成27年4月介護保険法改正に伴う対応	4
バージョンアップ後に必要な作業	4
適用開始年月「平成 27 年 04 月」で自事業所の体制を登録する	5
住所地特例の対象者について、情報を登録する	7
バージョンアップに伴う追加・変更点	8
• [利用者一覧]-[予定·実績]	8
その他の機能における追加・変更点	10
Ⅱ 機能改善対応	11
<ul> <li>[利用者一覧]-[利用者情報]-[介護保険]</li> </ul>	11
<ul> <li>[利用者一覧]-[予定・実績]</li> </ul>	12
□ 「介護予防・日常生活支援総合事業」への対応	13
制度の概要	13
システム操作の流れ	21
各機能のシステム操作	24
総合事業の体制を登録する	24
総合事業マスタを登録する	26
利用者の介護保険を登録する	30
住所地特例の情報を登録する	32
予定・実績を登録する	33

# I 平成27年4月介護保険法改正に伴う対応

3月のバージョンアップでは、「平成27年4月介護保険法改正」後における事業所情報の登録、および予定・実績登録関連の対応を行いました。

本章では、バージョンアップ後に必要な作業、およびシステム操作の変更点について説明します。

※平成 27 年 4 月分以降の介護給付費請求、利用料等の請求データ作成に係る対応は、4 月下旬を予定しています。

バージョンアップ後に必要な作業

バージョンアップ後に、以下の必要な作業を行ってください。

※必要な作業が未実施の場合、請求データが誤った内容で作成される可能性があります。

※「介護予防・日常生活支援総合事業」に関する機能の概要や追加・変更の詳細については、「Ⅲ「介護予防・日常生 活支援総合事業」への対応」【13ページ】を参照してください。

#### | バージョンアップ後の作業の流れ



#### 「バージョンアップ後に必要な作業



※介護保険法改正に伴い、本機能で追加・変更された項目については次ページを参照してください。

#### 追加・変更された項目

項目名	内容							
事業所区分	適用開始年月が「平成27年04月」以降の場合に、選択肢に「総合事業サービス事業所」が追加されました。 ※同じ事業所番号で、「指定事業所」と「総合事業サービス事業所」が混在する場合は、 「指定事業所」を選択してください。							
地域区公	適用開始 よう変更す 【訪問介語	適用開始年月が「平成27年04月」以降の場合に、以下の内容が表示される よう変更されました。 【訪問介護/介護予防訪問介護】						
地域区力	1級地	2級地	3級地	4 級地	5級地	6級地	7 級地	その他
	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円
【通所介護/介護予防通所介護】								
	1 級地	2 級地	3級地	4 級地	5 級地	6級地	7 級地	その他
	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円
	【認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護】							
1単位の単価	1級地	2 級地	3級地	4 級地	5 級地	6級地	7 級地	その他
	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円



#### 【操作方法】住所地特例情報を登録する

[住所特例]画面にて、必要な項目を設定します。

★ ■利用者一覧 山データ出力 ◇ マスタ管理 - ◆ 国保連請求 ◆利用	References and the second second second	
受知 椅子         反任 85 84197 年30月23日         (1)           ● 利用者请相         - 7 2 200         - 7 2 200         - 7 2 200           ● 利用者请相         - 7 2 200         - 7 2 200         - 7 2 200                五本请相             介證保険             公式             セスーク             ・             在所地特例          - 1 2 2 200                五本请相             介證保険             公式             セスーク             ・             在所地特例          - 7 2 200                九周期          所住保険有          - 7 2 200	)[利用者一覧]ー[利用者情報]ー[住] の順にクリックすることで、 新規機能「住所地特例」の画面が開きる	所地特例] ます。
■ 住所地特例情報 所在成准者 201 (032011) 盛雨布 ・ 入所期望 201 平成27年04月01日 ~ 平成29年03月31日		
②住所地特例の情報を設定します。 ※「 <u>住所地特例の対象者」以外は設定</u> ※地域密着型サービス/総合事業サー 介護給付費明細書/総合事業費用	<mark>ミ不要です。</mark> ービスの利用者の場合、設定した内容は、 明細書に反映します。	
3登	録ボタンをクリックします。	

#### おもな項目の説明

項目名	内容
所在保険者	入所(居)施設所在地の保険者を選択します。 ※[介護保険者マスタ]で設定済みの保険者が選択肢として表示されます。
入所期間	住所地特例の対象期間を設定します。



今回のバージョンアップでは平成27年4月介護保険法改正に伴うシステム対応が行われました。 追加・変更が行われた機能は、以下の通りです。

※「介護予防・日常生活支援総合事業」に関する機能の概要や追加・変更の詳細については、「皿「介護予防・日 常生活支援総合事業」への対応」【13ページ】を参照してください。





#### <u>バージョンアップ前に平成27年4月以降の予定・実績を作成済みの場合。</u>

バージョンアップ前に作成済みの予定・実績は、平成 27 年 4 月介護保険法改正に対応しておりません。バージョンアップ後に予定・実績を作成しなおしてください。



平成 27 年 4 月介護保険法改正に伴い、各サービス種類のサービスコードおよび単位数に変更があります。

そのため、平成27年3月以前の予定・実績から、平成27年4月以降への前回複写は行えません。

#### [サービス登録・編集]画面で追加・変更された項目

#### 【訪問介護/予防訪問介護】

項目名	追加·変更点
介護サービス/ 予防介護サービス	・法改正に伴い、各サービスコードの単位数が更新されました。 ・「特定事業所加算(Ⅳ)」の適用されたサービスコードが追加されました。 ・「介護職員処遇改善加算(I)~(Ⅲ)」から、「(I)~(Ⅳ)」へ変更されました。 ・20 分未満の身体介護について、「身体 0」から「身体 01」および「身体 02」 へ変更されました。
総合事業サービス	「総合事業サービス」が追加されました。 ※詳細は【13 ページ】以降を参照してください。

#### 【通所介護/予防通所介護/認知症対応型通所介護/認知症対応型予防通所介護】

項目名	追加·変更点
介護サービス/ 予防介護サービス	<ul> <li>・法改正に伴い、各サービスコードの単位数が更新されました。</li> <li>・「事業所が送迎を行わない場合の減算」が追加されました。</li> <li>・「12 時間以上 13 時間未満の場合」「13 時間以上 14 時間未満の場合」の 延長加算が追加されました。</li> <li>・「認知症加算」「中重度者ケア体制加算」「個別送迎体制強化加算」「個別送 迎体制強化加算」が追加されました。</li> <li>・「介護職員処遇改善加算(I)~(Ⅲ)」から、「(I)~(Ⅳ)」へ変更されました。</li> <li>・「サービス提供体制加算(I)」から、「(I)イ」「(I)ロ」へ変更されました。</li> </ul>
総合事業サービス	「総合事業サービス」が追加されました。 ※詳細は【13 ページ】以降を参照してください。

#### その他の機能における追加・変更点

No.	メニュー名	追加-変更点
1	管理者メニュー契約事業 所マスタ	平成 27 年 4 月以降の地域区分を登録できるようになりました。 ▲ 平成 27 年 4 月以降、自事業所の地域区分 / 1 単位の単価に変更が ある場合、バージョンアップ後に必要な作業があります。 詳細は「作業 1 適用開始年月「平成 27 年 04 月」で自事業所の体 制を登録する」【5 ページ】を参照してください。
2	マスタ管理者関連事業所 マスタ	<ul> <li>・平成27年4月以降の地域区分を登録できるようになりました。</li> <li>・サービス種類に「小規模多機能型居宅介護(短期利用型)」「複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)」が追加されました。</li> </ul>
3	利用者一覧利用者情報 公費	平成 27 年 1 月より追加された公費「難病法(法別番号:54)」を 登録できるようになりました。
4	利用者一覧利用者情報 住所地特例 <b>★新規機能</b>	住所地特例の対象者について、「所在保険者」および「入所期間」を 登録できるようになりました。 ▲ 住所地特例対象の利用者の場合、バージョンアップ後に必要な作業が あります。 詳細は「作業 2 住所地特例の対象者について、情報を登録する」【7 ページ】を参照してください。
5	利用者一覧予定·実績	平成 27 年 4 月以降のサービスコード体系による予定・実績を作 成できるようになりました。
6	国保連請求/利用料	サービス提供年月に「平成 27 年 4 月」以降を指定した際に、操 作を抑止するエラーメッセージが表示されるようになりました(下 記「注意」を参照してください)。

<u>平成 27 年 4 月以降の介護報酬請求、および利用料請求の処理は、4 月下旬のバー</u> ジョンアップ完了後に行ってください。

介護保険法改正後のサービスコードを使用した介護給付費明細書は、本バージョンでは作成できません。 平成27年4月サービス提供分の介護報酬請求について、介護給付費明細書の作成や請求CSVファ イル作成、利用料計算や利用料請求書の発行等の処理は、4月下旬のバージョンアップ完了後に行 ってください。

※平成27年3月以前のサービス提供分の月遅れ・再請求の介護給付費明細書は現バージョンで作成して差し支えありません。



SCOTT STATE	Zxpi	#1,900 × 300	TENNADION				
■介護保険履歴						+ 1603# (X03#	● 新規有線
通用開始日	認定情報区分	被保険者養	日 保険者名	要介護度	認定有効場關		操作
■平成27年03月18日	介護保護	154477770	10 藍田市	要介護3	平成27年03月18日~平成28年03月31日		▶ 接写して新規作成
■ 平成26年03月01日	介護保険	154477770	10 韓岡市	養介護2	平成26年03月01日~平成28年03月31日		▲ 複写して新規作品
■ 保険情報							
经定清朝区分 🔣	※介援保険②	生活保護単独	◎ 総合事業				
液保狭者番号	1544777700	)					
(Fix 2 2 4	(032011) 2	间市	•				
認定年月日 6月	平成27年03月	9188					
1224/2410	平成27年03F	118日 ~	平成28年03月31日				
新介護度 📶	MULTING S		•				
3R9368 📶	率级27年03月	918日					
BRAKHAM 🔛	早成27年03月	9188 ~	平成28年03月31日				
区分支始限度調 📶	26931						
介護保険給付率 🔼	90		_			_	
支援事業表				昆山	年日ロが不明の	卢스	
(1) 人民学者目 支援事業者	m./ 1820	波波波波波波波	0100000	油山	十月日川小明の	物口、 +	
0.0000	21/18/01	<b>我又信申</b> 與(11)	0100000	空懶	のまま金球でさま	9.0	



- 予定・実績画面および出力帳票に単位数等が表示されるようになりました。 請求データ作成前の単位数確認等にお使いください。
- 帳票に出力される項目が追加になりました。



## Ⅲ「介護予防・日常生活支援総合事業」への対応

平成 27 年 4 月介護保険法改正に伴い、予防通所介護/予防訪問介護において「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下、「総合事業」)が創設されました。 上記に伴い、本システムでも今回のバージョンアップにより「総合事業」に係る一連の操作が行えるようになりました。

本章では総合事業の概要、および総合事業に係る必要な設定やシステム操作について説明します。

制度の概要	13 ページ
システム操作の流れ	21 ページ
各機能のシステム操作	24 ページ

※「総合事業」の介護給付費請求、利用料請求等の請求データ作成に係る対応は、4月下旬を予定しています。



平成 27 年 4 月より、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す「介護予防・日常生活支援総合事業」が施行されます。

#### 総合事業の趣旨

1 総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサ ービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的 な支援等を可能とすることを目指すもの。

(次ページへ続きます⇒)

#### 背景・基本的考え方

#### イ 多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備も進めていく。

<u>ロ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制作り</u>

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生き がいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。

#### ハ 介護予防の推進

2

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を生かした自立支援に資する取組を推進する。

#### 二 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な 考え方、地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。

#### <u>ホ 認知症施策の推進</u>

ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施する等、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにすると ともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。

#### <u>へ 共生社会の推進</u>

地域のニーズが要支援者等だけではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、豊かな地域づくり につながっていくため、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集える環境づくりに心がけることが重要。

#### 総合事業の概要

○訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス 提供を継続。

3 〇地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス 事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。

〇介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。

※第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。

#### ■介護予防・日常生活支援総合事業の開始時期

市区町村は、平成27年4月以降できる限り早い時期から介護予防・日常生活支援総合事業に取り組むこととされていますが、市区町村が条例で定める場合は、介護予防・日常生活支援総合事業の実施を平成29年4月まで 猶予できます。

#### ■介護予防・日常生活支援総合事業のサービス対象者(総合事業対象者)

要支援認定を受けた要支援者(要支援 1・2)と、基本チェックリストによる該当者がサービス対象者となります。

※要支援者は、従来どおりに予防給付のサービスも受けることができますが、要支援認定されていない介護予防・生活支援サービス事業対象者は予防給付のサービスは受けることができません。

※基本チェックリストは、支援が必要であると、市区町村や地域包括支援センターの窓口へ相談を行った住民に対して、実施します。

#### ■介護予防・日常生活支援総合事業のサービス内容

	掃除・洗濯等の日常生活上の支援を提供。			
	訪問介護 (現行の訪問介護相当)	現行の介護予防訪問介護と同様のサービス。		
	訪問型サービス A (緩和した基準によるサービス)	主に雇用労働者が生活援助等を行うサービス。		
訪問型サービス	訪問型サービス B (住民主体による支援)	ボランティア主体で住民全体の自主活動として生 活援助等を行うサービス。		
	訪問型サービス C (短期集中予防サービス)	保健・医療の専門職(市町村)が居宅での相談指 導等を行うサービス。		
	訪問型サービスD (移動支援)	主に雇用労働者が移送前後の生活支援等を行 うサービス。		
	機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供。			
通所型サービス	通所介護 (現行の通所介護相当)	現行の介護予防通所介護と同様のサービス。		
	通所型サービス A (緩和した基準によるサービス)	主に雇用労働者やボランティアがミニデイサービ スや運動・レクリエーション等を行うサービス。		
	通所型サービス B (住民主体による支援)	ボランティア主体で自主的な通いの場を設け、体 操、運動等の活動などを行うサービス。		
	通所型サービス C (短期集中予防サービス)	保健・医療の専門職(市町村)が生活機能を改善 するための運動器の機能向上や栄養改善等の プログラムを行うサービス。		
その他の生活支援サービス	栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供。			
介護予防ケアマネジメント	総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント。			

<sup>※</sup>予防給付による「訪問介護」と「通所介護」についても経過措置期間が設けられ、平成 30 年 3 月末まではサービス提供を 行うことができます。



#### ■介護予防・日常生活支援総合事業の事務処理の流れ

介護予防・日常生活支援総合事業においても、現行の介護給付・予防給付の報酬請求と同様に、指定事業者 からの介護給付費請求に伴う審査・支払の事務処理は市町村が行うこととされていますが、市町村の事務処理負 担を軽減するため、審査・支払の事務処理を国保連合会に委託することができます。

国保連合会へ審査支払業務を委託した場合、以下(A)と(B)のように、利用者が利用するサービスによって、請求に係る事務処理の流れが異なります。

- (A)介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する
- (B)予防給付と介護予防・日常生活支援総合事業を併用する

#### (A)利用者が介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する場合



※介護予防ケアマネジメントは、介護予防支援と同じく、地域包括支援センターから居宅介護支援事業者に委託することができます。 ※限度額管理対象外のサービスのみ利用する場合など、給付管理票の提出が不要なケースもあります。



#### (B)利用者が予防給付と介護予防・日常生活支援総合事業を併用する場合

※限度額管理対象外のサービスのみ利用する場合など、給付管理票の提出が不要なケースもあります。

### 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方

#### ■訪問型サービスの場合

サービス 種類コード	サービス種類名	内容
A1	訪問型サービス(みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。
A2	訪問型サービス(独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。
A3	訪問型サービス(独自/定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。
A4	訪問型サービス(独自/定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。

#### ■通所型サービスの場合

サービス 種類コード	サービス種類名	内容
A5	通所型サービス(みなし)	  総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。 
A6	通所型サービス(独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。
A7	通所型サービス(独自/定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。
A8	通所型サービス(独自/定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。

#### ■その他の生活支援サービスの場合

サービス 種類コード	サービス種類名	内容
A9	その他の生活支援サービス (配食/定率)	配食サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。 利用者負担は定率。
AA	その他の生活支援サービス (配食/定額)	配食サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。 利用者負担は定額。
AB	その他の生活支援サービス (見守り/定率)	見守りサービス。市町村が独自に規定するサービス種類。 利用者負担は定率。
AC	その他の生活支援サービス (見守り/定額)	見守りサービス。市町村が独自に規定するサービス種類。 利用者負担は定額。
AD	その他の生活支援サービス (その他/定率)	その他サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。 利用者負担は定率。
AE	その他の生活支援サービス (その他/定額)	その他サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。 利用者負担は定額。

#### ■介護予防ケアマネジメントの場合

サービス 種類コード	サービス種類名	内容
AF	介護予防ケアマネジメント	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。

サービ. 種類コー	ス -ド	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
A1		11.40 円	11.12 円	11.05 円	10.84 円	10.70 円	10.42 円	10.21 円	10 円
A2 A3 ≯ A4	<b>※</b> 1	10 円 又は 11.40 円	10 円 又は 11.12 円	10 円 又は <mark>11.05 円</mark>	10 円 又は 10.84 円	10 円 又は <mark>10.70 円</mark>	10 円 又は 10.42 円	10 円 又は <mark>10.21 円</mark>	10 円
A5		10.90 円	10.72 円	10.68 円	10.54 円	10.45 円	10.27 円	10.14 円	10 円
A6 A7 ≫ A8	<b>※</b> 1	10 円 又は 10.90 円	10 円 又は 10.72 円	10 円 又は 10.68 円	10 円 又は 10.54 円	10 円 又は 10.45 円	10 円 又は 10.27 円	10 円 又は 10.14 円	10 円
A9 AA AB AC AD AE	×2	10 円 又は 10.90 円 又は 11.10 円 又は 11.40 円	10 円 又は 10.72 円 又は 10.88 円 又は 11.12 円	10 円 又は 10.68 円 又は 10.83 円 又は 11.05 円	10 円 又は 10.54 円 又は 10.66 円 又は 10.84 円	10 円 又は 10.45 円 又は 10.55 円 又は 10.70 円	10 円 又は 10.27 円 又は 10.33 円 又は 10.42 円	10 円 又は 10.14 円 又は 10.17 円 又は 10.21 円	10 円
AF 🔅	жз	10 円 又は 11.40 円	10 円 又は 11.12 円	10 円 又は 11.05 円	10 円 又は 10.84 円	10 円 又は 10.70 円	10 円 又は 10.42 円	10 円 又は 10.21 円	10 円

#### 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業における地域単価設定の考え方

※1 市町村がサービスの内容に応じて、当該市町村所在地における地域区分の単位数単価もしくは、10円を選択できる。

※2 市町村がサービスの内容に応じて、当該市町村所在地における地域区分の単位数単価のいずれかを選択できる。 なお、基本的には 10 円となるが、訪問サービスおよび通所サービスを一体的に行うサービスを提供する場合等は、10 円以外の 単価が設定されることを想定している。

※3 市町村が事業所所在地における地域区分の単位数単価もしくは、10円を選択できる。

システム操作の流れ

平成27年4月施行の総合事業について、wiseman second-lineで対応しているサービス種類、および操作の流れを説明します。

wiseman second-line 訪問介護/通所介護/認知症対応型通所介護で対応しているサービス種類

以下サービスの予定・実績作成および総合事業に係る予定・実績作成や請求データの作成が行えます。

wiseman	second-line	訪問介護】

サービス種類コード	サービス種類名
A1	訪問型サービス(みなし)
A2	訪問型サービス(独自)
A3	訪問型サービス(独自/定率)
A4	訪問型サービス(独自/定額)
A9	その他の生活支援サービス(配食/定率)
AA	その他の生活支援サービス(配食/定額)
AB	その他の生活支援サービス(見守り/定率)
AC	その他の生活支援サービス(見守り/定額)
AD	その他の生活支援サービス(その他/定率)
AE	その他の生活支援サービス(その他/定額)

#### 【wiseman second-line 通所介護 ·認知症対応型通所介護】

サービス種類コード	サービス種類名
A5	通所型サービス(みなし)
A6	通所型サービス(独自)
A7	通所型サービス(独自/定率)
A8	通所型サービス(独自/定額)
A9	その他の生活支援サービス(配食/定率)
AA	その他の生活支援サービス(配食/定額)
AB	その他の生活支援サービス(見守り/定率)
AC	その他の生活支援サービス(見守り/定額)
AD	その他の生活支援サービス(その他/定率)
AE	その他の生活支援サービス(その他/定額)

#### ■システム操作の流れ

「総合事業」の開始により、通常の操作と異なる機能については、別ページにて操作方法を記載しています。



(次ページへ続きます⇒)

<b>T</b>	毎月の操	作		
	Step 4	予定・実績を登録する		
	1	予定・実績を登録する	[利用者一覧]-[予定・実績]	33 ページ
	Step 5	介護給付請求データを作成する		
	1	介護給付費明細書を作成する	[国保連請求]- [介護給付費明細書様式 2・様式 2 の 2]	4 月対応
	2	作成した介護給付費明細書の内容を訂正する	[国保連請求]- [介護給付費明細書様式 2・様式 2 の 2]	4 月対応
	3	介護給付費請求書を作成する	[国保連請求]-[介護給付費請求書]	4 月対応
	Step 6	請求 CSV ファイルを作成する		
	1	請求 CSV を作成する	[国保連請求]- [請求 CSV 作成 国保連用]	4 月対応
	2	「けあ蔵」で伝送する	[国保連請求]ー[伝送 けあ蔵に移動]	4 月対応
	Step 7	利用料請求書を作成する		
	1	利用料請求書を作成する	[利用料]-[利用料請求·入金管理]	4 月対応
	2	作成した利用料請求書の内容を確認・訂正する	[利用料]-[利用料請求·入金管理]	4 月対応



「総合事業」開始に伴い、通常の操作とは異なる機能について、概要および基本的な操作をご説明します。 操作方法の詳細は、「訪問介護・通所介護・認知症対応型通所介護 ユーザガイド」をご覧ください。

#### 総合事業の体制を登録する

各機能のシステム操作



自事業所で実施する総合事業の体制を登録します。
 登録した情報は様々な画面や、請求業務にも影響する重要な情報となりますので、
 正しい内容を登録してください。

#### ■ 基本的な操作方法

[契約事業所マスタ]に表示される自事業所に対し、「サービス種類と体制」にて、適用開始年月<u>「平成 27</u> 年4月」以降の日付を設定し、総合事業の体制を登録してください。

※「平成 27 年 4 月」から総合事業サービスの提供を開始する場合、事前に【5 ページ】の操作を行い、適用開始年月「平 成 27 年 4 月」の履歴を登録してください。

※「平成27年5月」以降に総合事業を開始する場合、開始する年月に合わせて履歴を登録してください。



同じ事業所番号で、指定事業所と総合事業サービス事業所が混在する場合は、 「指定事業所」を選択してください。

同じ事業所番号で、指定事業所と総合事業サービス事業所が混在する場合は、「事業所区分」で 「指定事業所」を選択してください。

#### 【例】

事業所番号 0123456789 の事業所で通所介護と総合事業の両方のサービスを提供している場合は、「事業所区分」で「指定事業所」を選択します。

#### 総合事業マスタを登録する

#### 🔁 [サービスメニュー]ー[マスタ管理]ー[総合事業マスタ]

保険者(自治体)が提供する総合事業のサービスコードにあたる「介護予防・日常生活 支援総合事業単位数表マスタ」(以下、「総合事業マスタ」)を登録します。

事前に[介護	保険者マスタ]に介護保険者を	<u>を登録してください。</u>	
「総合事業マスタ」は、[ そのため、「総合事業マ 保険者を登録してくださ	介護保険者マスタ]に登録されオ マスタ」の登録を行う前に、[マス い。	た保険者と関連付け 、タ管理]ー[介護保	て登録されます。 険者マスタ]にて対象の
★ ■利用者一覧 ▲ データ出 ●●* 土 本選択 利用者	カ ☆マスタ管理・ ◆ 国保護局系		
◆ マスタ管理 商車車地ドマスタ 力量単数ドマスタ	介遺保険者マスタ Q @#559 @#55 ◎ \$35####### ##	● MrisePrag	
	代記書号         代記書         有効           02021         信用合         有効           02022         配合         有効           02024         配合         有効           02024         配合         有効           02024         一配合         有効	[介護保険者マスタ に対し、総合事業マ	]で登録済みの保険者 スタの登録が行えます。

■ 基本的な操作方法 1:全国基準値を取り込んで総合事業のサービスコードを登録する

全国基準値を基に、サービス種類ごとのサービスコードを登録します。

※保険者から請求に使用するサービスコードがファイル形式により提供されている場合でも、 サービス種類 A1/A5 については、以下に記載する操作で個別に取り込む必要があります。

- ① [サービスメニュー]-[マスタ管理]-[総合事業マスタ]の順にクリックします。
- ② 新規作成ボタンをクリックします。

↑ ■利用者一覧 山 データ	7出力 • マス	夕管理。	◆ 国保連請求					
▼ 』 盛岡 太一	新介部3 新保 男性   90歳0ヶ月	映岩暦号: 030 大正14年02月	91255555  麗麗 月03日	有効問題:平成26年10月01日 ~ 平成28月				
<ul> <li>マスタ管理</li> </ul>	総	合事業、	マスタ					
関連事業所マスタ						_ 2		
A las di las delas se las	Q	保護者番号	保険者名	サービス種類を選択	• <b>8</b> .#		<b>_</b>	NO. LA CO
「「諸保険者マスツ				□ 終了したサービス機構を含む	1 A			
「諸保険者マスタ								

(次ページへ続きます⇒)

- ③ サービス種類を選択します。
- ④ 新規作成ボタンをクリックします。
- ⑤ これから登録する総合事業マスタの「適用期間」「保険者」「単位数単価」「提出先」を設定し ます。

※サービス種類が A1、A5の場合、単位数単価は[契約事業所マスタ]および[関連機関マスタ]の設定を使用するため、本画面では表示されません。

- ⑥ 画面下部に表示された全国基準に基づくサービスコードを確認し、請求先保険者について異なる部分があれば、編集ボタンをクリックして編集画面を開きます。 ※請求先保険者が全国基準値と同じ内容を使用する場合、訂正は不要です。 ※サービス種類がA1、A5の場合は、全国一律のサービスコードを使用するものとされているため、編集は行えません。
- ⑦ 内容を訂正し、設定ボタンをクリックします。



⑧ 戻った画面で登録ボタンをクリックします。

以上で、全国基準値取込機能によりサービスコードを登録する操作は終了です。

■ 基本的な操作方法 2:CSV ファイルを取り込んで総合事業のサービスコードを登録する

各保険者により公開される CSV ファイルの取込によりサービスコードを登録することもできます。

【対象のサービス種類】 A1/A5 以外

メ 以下の形式で提供された『介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタ』の 取込が行えます。

<取込可能なファイル形式>

ファイル名	〇〇〇.csv ※〇〇〇部分は任意
ファイル形式	・「,」(カンマ)区切りの CSV ファイル ・個々の項目に対する""(ダブルコーテーション)は不要 (""が含まれる場合、""も文字として認識)
文字コード	UTF-8

形式が異なる、あるいはその内容が不正(※)な場合、エラーにより取込処理は行えません。 保険者から提供されたファイルが前述のファイル形式と異なる場合は、前ページの手順で全国基準 値からの取込によりサービスコードを登録してください。

♥ マスタ管理	総合	事業	マスタ 単位数サービスコード取込		
関連事業所マスタ					
介護保険者マスタ	◆ 取り込みチェック:エラー一覧				
利用料マスタ	選択さ	nt-77	イルに下記のエラーがあります。		
TIME SEA	No	国分	内容	発生行	
AND A DECEMBER OF THE R.	1	エラー	握定されたファイルが正しくありません。		
総官事業マスタ	2	z9-	程定されたファイルの中に、登録済みデータと、保険者・サービス種類が重複するデータが含		
単位数サービスコード取込		-	atero a s		
	3	19-	証記載保険者誉句が正しくありません。	3	
		x9-	サービス種類コードが記載されていません。	6	
	5	エラー	重要するサービスコードが複数存在します。	7	
	6	19-	適用開始年月が入力されていません。	8	

※ファイル形式が正しい場合でも、ファイル内容が以下に該当する際には同様のエラーが表示されます。

- ・ファイルの読取権限がない、または存在しない
- ・区切り文字が",(カンマ)"以外
- ・行数が 0(ゼロ)行
- ・列数が少ない/多い
- ① [サービスメニュー]-[マスタ管理]-[サービスコード取込]の順にクリックします。
- ② ファイルを選択ボタンをクリックし、取込ファイルを選択します。
- ③ 取り込みチェックボタンをクリックします。

	▲ ■利用者一覧 山 データ	出力
	▼ よ 岩手 幸四郎	- <mark>要介護4</mark> 被保険若番号:000000011 認定有効期間:平成26年04月01日 ~ 平成28年03 男性   70歳10ヶ月 昭和19年04月27日
	◆ マスタ管理	総合事業マスタ サービスコード取込
	関連事業所マスタ	
	介護保険者マスタ	なり込むマスタファイルを選択     介護保険者から提供
1	総合事業マスタ サービスコード取込	「市町村板介舗予介」 取り込みチェック ファイルを選択し ファイルを選択し ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

④ 登録件数を確認し、取込対象行にチェックを付けサービスコード登録ボタンをクリックします。 ※取り込まれたマスタは、[総合事業マスタ]から確認できます。

※取り込み条件に該当しないデータの場合、取込列に「×」が表示され選択できません。



単位数単価が「10.00円」の地域については、総合事業マスタを登録する操作は以上で終了です。

#### 単位数単価が「10.00円以外」の地域の場合、追加で以下の操作が必要です。

- ⑤ 画面左部の総合事業マスタボタンをクリックします。
- ⑥ 今回取り込んだマスタのサービス種類をクリックします。
- ⑦ 表示された総合事業マスタ情報履歴画面で、「単位数単価」を修正します。 ※CSV ファイルによるサービスコード取込後、単位数単価には「10.00円」が初期設定されます。
- ⑧ 登録ボタンをクリックします。



以上で、サービスコード取込(CSV)機能によりサービスコードを登録する操作は終了です。

#### 利用者の介護保険を登録する

🗧 [利用者一覧]-[利用者情報]-[介護保険]

事業対象者の認定情報を登録します。

#### 基本的な操作方法

事業対象者の認定情報を入力します。





- ■事業対象者についても介護保険被保険者証が発行されますが、認定の有効期間の終了年 月日が記載されない場合があります。このため、本画面においても、事業対象者の場合、認 定の有効期間(終了)は任意入力となっています。
- ■事業対象者の支給限度基準額は、市区町村が定める支給限度基準額(要支援2の限度額以下)を設定してください。
- ■要支援の認定情報と事業対象者の認定情報は重複した期間で登録可能です。両方の情報 が重複した期間は、各機能において要支援の認定情報が優先されます。

<b>1</b>	利用者一覧]画面(	こて、「事業	業対象者」での根	検索が行えます。	
[利用者 <sup>-</sup> 「介護度 <sup>:</sup>	ー覧]画面では、「事 を選択」から、「事業\$	業対象者」 対象者」を過	を条件として利用 選択してください。	者の検索が行えます。	
ſ	😑 demo  社会福祉法人ワイズ ワイズ居宅	介護支援事業所  💿 居宅	?介護支援 ▾		1 介護太郎 マ
	♠ ■利用者一覧 は データ出力	🗘 マスタ管理 🗸	◆ 国保連請求		☑ 関連Q&A
	Q 利用者検索 姓名/フリガナ 姓名/フリガナ	▲ 介護太郎さん 10名の利用者を表述 全 あ か	ん担当の利用者一覧 <sub>示しています。</sub> さ <u>た</u> なはまや	6 わ 他 • 新規作成	
	全ての利用者を含める           ・介護度多指定           事業対象者           要実援2           要実援2           要実援1	「事業: 検索で:	対象者」を きます。 123日生	介護度 認定有効期間 被保険者番号 事業対象者 平成26年09月01日~ 9999999999	
l	要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介護 5	男性 秋田 重蔵 男性	大正11年01月18日 生 <b>100歳7ヶ月</b> 大正03年02月01日 生	中無以家香         中派と09月01日~           0002584569         平成27年09月30日迄           変介護1         平成25年05月01日~           0001655485         平成27年05月31日迄	

#### 住所地特例の情報を登録する

### 🚍 [利用者一覧]--[利用者情報]--[住所地特例]

住所地特例対象の利用者に対して、入所(居)施設所在地の市町村と対象期間を登録します。

#### ■基本的な操作方法

住所特例の対象者の場合、[住所地特例]画面にて、必要な項目を設定します。

¥ <b>₩ 1</b> ∰X	梅子	
● 利用者情報	▶ 予定・実績	
基本情報	介護保線 公費 輕減・減免 住所地特例	
住所地特	例環歷	● 新规作成
入所規制	所在保険者	建作
		-
	住所地特例の情報を設定します。 ※「 <b>住所地特例の対象者」以外は設定不要です。</b> ※設定した内容は、総合事業費明細書に反映します。	

事前に[介護保険者マスタ]に施設所在保険者を登録してください。

本画面の「所在保険者」には、[介護保険者マスタ]に登録された保険者が選択肢として表示されま す。そのため、本画面の登録を行う前に、[マスタ管理]-[介護保険者マスタ]にて対象の保険者 を登録してください。

▲ ■利用者一覧 ▲データ:	L力 🗘 マスタ管理 • 💠 国保連請求		O REIROAA
👻 👤 未選択 利用者			
◆ マスタ管理	介護保険者マスタ		
関連事業所マスタ			
介護保険者マスタ	Q 保険首告号 保険首告	前的口根除者を含む 使常	「所在保険者」は、[介護保険者マスタ]
	化油和石井 化油和石		※ 母 这 ユ の 伊 陸 老 か ら む 空 つ き キ オ
	032011 11月市	#130	= 豆球府のの休候日かり設定してより。
	032029 <b>State</b>	有効	
	600664 - MIL	8175	

#### 予定・実績を登録する

#### 둼 [利用者一覧]--[予定・実績]

利用者ごとに総合事業の予定・実績を登録します。

#### |基本的な操作方法

総合事業の予定・実績も、介護サービス/介護予防サービスと同様に以下の手順で登録します。

- ① [利用者一覧]-[予定・実績]の順にクリックします。
- 作成対象年月を設定します。
- ③ サービス追加ボタンをクリックします。
- ④ 表示された[サービス登録・編集]画面で、「総合事業」を選択します。
- ⑤「保険者」「サービス種類」を選択し、該当のサービス内容を選択します。
- ⑥ 選択したサービス内容が画面右側に表示されます。提供時間(任意)、予定・実績の選択、 提供日を入力し、設定ボタンをクリックします。

<ul> <li>▼ ▲ 日林 40丁</li> <li>● 利用者情報</li> <li>● 予定・実績</li> </ul>	サービス	N登録・編集【 青森 玲子	71															
● 平成27年04月 の予定・実績 確定		介護サービス 予防介護サービス 総合事業							保険適用外									
9 サービス追加 航空地学	1 サー	ピス選択			✔ 選	訳した	サート	ス内容	Cute									
	保険者	成田市	5		サービ	単位数	取 割引車											
→ 通2/17/2.047F ■ 1378/AK 7/ E→关核	サービス	La AS			A51111 通所型サービス1 1647 % 965													
					提供的	12	10:0	0.	- 15:30	2								
	日割サー	ビスコード ⑧ 表示しない	∧ ◎ 表示	78	予定·業績 ◎ 予定登録 ● 実績登録													
	<b>⊐</b> −ド	サービス内容 ※Enterキーで	交り込み	全て ・	<b>第</b> 平)	成27年	04月0	D提供E	Э									
	3-15	サービス内容	単位数	分照	8112	9 720			全谱									
	A51111	通所型サービス1	1647	<u>8</u> * -		日	月	火	*	木	金	±						
	A51113	遍所型サービス1回数	378	基本	1/9				1	2	3	4						
	A51121	通所型サービス2	3377 基本							1								
	A51123	通所型サービス2回数	389	基本	2週	5	0	-	8	9	10	11						
	A55002	通所型サービス運動器機能向上	225	加算・実質		12	13	14	15	16	17	18						
	455002	「「「「「「「「「」」」」」」」「「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」	150	1038 . 1438	3週		1			1								
	A55004	通所型サービス口腔機能向上加	150	加爾·加爾	470	19	20	21	22	23	24	25						
		и				- 26	1	-		1								
	A55005	通所型サービス事業所評価加算	120	加加、減加	S週	20	1	28	29	1								
	A55006	通所型複数サービス実施加算! 1	480	加算・減算						1.190		_						

⑦ 複数のサービス内容(基本や加算・減算)がある場合、③~⑥の操作を繰り返します。
 ※最大 150 行のサービス追加が可能です。
 ※月 1 回の加算の場合、当該月のいずれかの日付に実績「1」を入力すると、算定されます。

(次ページへ続きます⇒)

- ⑧ 予定・実績の入力がすべて終了したら画面下部の「作成中」を「確定」に変更します。
- ⑨ 登録ボタンをクリックします。

₩ 平成2	17年04月 の予定·実績 確定				3	ŧn:	<b>1</b> 113	82	9		<b>\$</b> 2	对象	8				回数		1	である (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	1 <b>8</b> .71	8	1	R W S	#291	<b>8</b> /1		8	81
					5	E:93	2.885	8.83	<b>支</b> 進	10	5	003		77	ε		9			1	547				0			16	47
★ 選択行き	·提作 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·													実行	A		8			1	547				0			16	47
(現代時間	サービス内容	予実	01 水	02 木	03 0 第 1	4 05	06 月	07 火	08 水	09 木	10 1	1 11	13 月	14 火	15 10 % #	17	18 ±	19 2 E J	0 2	12	23 未	24 第	25 ±	6 21 日月	7 28	29 永	30 未	医数	日期 調定
□ 10:00 合 ワイズ事業所		予定		1			1			1			1		1				1		1			1			1	9	
11~15:30 【盛岡市】A51111: 道府型サービス1	【盛岡市】A51111: 通府型サービス1	実績		1			1			1			L		1						1			1			1	8	
<ul> <li>合 ワイズ事業所 156107:通所介護処理改善地算1</li> </ul>	▲ ワイズ事業所	予定		1	-		1			1					1					1	1		_	1			1	8	
	130107 1 18/17/12/2018/2018/2018/1	実績		1			\$.			1			1		1						1			1			1	9	

### ■ サービス登録・編集画面のおもな項目の説明

※下表は「総合事業サービス」を選択したときに表示される項目です。 その他のサービスの項目説明は、「訪問介護・通所介護・認知症対応型通所介護 ユーザガイド」を参照してください。

項目名		内容							
サービス登録・編集画	面 サービ	ス選択(画面左側)							
保険者	介護保険者を選択します。 ※[介護保険者マスタ]で設定済みの保険者が表示されます。								
サービス種類	「サービス種業 ※[契約事業所	「サービス種類(A1~AE)」を選択します。 ※[契約事業所マスタ]および[総合事業マスタ]で設定済みのサービス種類が表示されます。							
	日割サービス A1/A2/A5	コードの表示、非表示を選択します。 /A6 を選択した場合に表示されます。							
日割サービスコード	表示しない	月定額のサービスコードで作成する場合に選択します。							
	表示する	日割のサービスコードで作成する場合に選択します。 「あり」を選択した場合、[日割算定回数(日数)]が表示されます。							
日割算定回数(日数)	日割算定回数を設定します。日割サービスコード「あり」を選択した場合に表示されます。 【例】 4/11~15の5日間予防短期入所を利用したため、日割り請求となる場合。 [4月の暦日30日]-[短期入所5日]=日割算定回数(日数)は「25」と設定。								
コード~分類	提供するサービス内容を選択します。 選択することで、「選択したサービス内容」「サービス提供日」欄が表示されます。								
サービス登録・編集画	面選択し	たサービス内容(画面右側)							
選択したサービス内容	選択したサー	ビス内容、単位数が自動表示されます。							
割引率	割引を行っている場合、割引率を設定します。 ※[契約事業所マスタ]で設定済みの割引率が初期表示されます。								
提供時間	サービス提供時間を設定します。 ※集計帳票「利用者別単位数一覧」に反映します。								
予定·実績	サービス提供	日を予定・実績どちらに設定するかを選択します。							
平成〇年〇月の提供日	サービス利用 サービス提供	年月のカレンダーが表示されます。 日に「1」を設定します。							
閉じるボタン	画面を閉じます	す。 							
設定ボタン	[サービス登録	ま・編集]画面で入力した内容を、[予定・実績]画面に追加します。							